

令和 6 年度第 1 回丸亀市文化芸術推進審議会 会議録	
開催日時	令和 6 年 10 月 21 日（月） 午後 3 時 00 分～5 時 00 分
開催場所	丸亀市役所 4 階 特別会議室
出席者	出席委員 大澤寅雄、近藤清志、篠原勉、嶋田典人、高橋勝子、長原孝弘、橋本一仁、広谷鏡子、藤井睦子、森合音、山下高志、山口雄一、横山純果 （欠席委員） 中井今日子、藤井満美 審議会委員 15 名中 13 名出席 事務局出席者 協働推進部：（部長）田中壽紀 協働推進部まなび文化課：（課長）村尾剛志 林弘樹、廣瀬憲子、香川依央
議 題	（１）丸亀市文化功労賞等について
報 告	無し
傍 聴 者	無し

発言者	発 言 要 旨
事 務 局 (廣瀬)	只今より、令和6年度第1回丸亀市文化芸術推進審議会を開催いたします。 まず、橋本会長からごあいさつをいただきたいと思います。
橋本会長	～橋本会長あいさつ～
事 務 局 (廣瀬)	ありがとうございました。 議事に入ります前に、本日の出席委員は13名で、委員過半数を超えておりますので、丸亀市文化芸術基本条例施行規則第3条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。 次に、本日の議題であります丸亀市文化功労賞等の選考について丸亀市長から諮問書の提出があります。
部 長	～諮問書を会長に渡す～
橋本会長	丸亀市文化功労者等の選考についての諮問を受けました。
事 務 局 (廣瀬)	それでは、これ以降、丸亀市文化芸術基本条例施行規則第3条第1項の規定により、会長に議事を進めていただきたいと思います。 それでは、会長よろしく願います。
橋本会長	はい。どうぞよろしくお願いいたします。 本日の議題は、先ほど申しましたように「丸亀市文化功労賞等について」ということになっております。 最初に、本日の会議録の署名委員は、広谷委員と山口委員にお願いしたいと思います。 それでは議題1「丸亀市文化功労賞等について」、文化功労賞2名、文化推進賞2名の審議を予定しております。 まず表彰の概要について、事務局よりご説明をいただきたいと思います。
事 務 局 (香川)	はい。それでは、表彰の概要についてご説明します。 丸亀市文化芸術基本条例では、「文化の振興に関し功績のあった者又は団体を表彰することができる」と定めております。 表彰の種類については、規則に、①丸亀市文化功労賞、②丸亀市文化推進賞、③丸亀市文化奨励賞の各賞を贈呈することとし、表彰の決定については、「審議会に諮り、市長が決定する」としております。 今年度は、文化功労賞2件、文化推進賞2件についてお諮りするもので、文化功労賞授与の基準といたしまして、規則には、「文化芸術の推進に深く寄与し、特筆すべき

	業績のあった者」と規定されており、具体的には文化的・学術的貢献度が全国的なもので、文化芸術の推進に深く寄与し、特筆すべき業績のあった者であるか。また、丸亀市への貢献度が高いかどうかに着目してご審議いただいております。 文化推進賞授与の基準といたしまして、規則には、「文化芸術の推進に寄与し、その業績が顕著な者」と規定されており、具体的には文化芸術の推進に深く寄与し、特筆すべき業績のあった者であるか。また、丸亀市への貢献度が高いかどうかに着目してご審議いただいております。 なお、審議におきましては、ほかの規則の規定に準じまして、自己または 3 親等以内の親族の利害に関係のある議事については出席できないこととしておりますので、ご了承をお願いいたします。 表彰の概要についての説明は以上となります。
橋本会長	ありがとうございました。 今回は文化功労賞候補者として 2 名、文化推進賞候補者として 1 名と 1 団体という形で諮問が入っておりますので、その一人一人についてこれから皆さん方のご意見をいただきたいと思います。 それではまず、文化功労者候補者 1 人目について事務局よりご説明をお願いいたします。 * * * ～ <丸亀市附属機関会議公開条例第 5 条の規定により一部非公開とする> ～ * * *
橋本会長	それでは、本日予定されてる議題については、以上で終了ということになります。せっかくの機会ですから皆様の方で何か、もし話しておきたいということがあれば、お願いしたいと思います。 今年度 1 回目ということで、長くお会いできてなかったですし、何か気になっていることがありましたら、どうぞご発言いただいて結構です。
近藤委員	今、久しぶりのこちらに参りまして、市民会館の建設現場の方もだいぶ上に立ち上がってきて、姿が見えてきてるんですけど、進捗状況は順調なんでしょうか。
事務局 (村尾)	はい、お答えいたします。 当初、令和 8 年の 3 月オープンということで、予定をしておりましたが、工事の方でですね、地下からの湧水があったりとか、それから建築確認申請上の手続きの中で、考え方の違いで強度が足りない部分があるというようなことで、かなりな変更設計を今しております、およそ 5 か月延長するという形で、令和 8 年 9 月のオープンを目指して今、工事の方進めております。

	今のところ工期を延伸した後には、計画通り進んでいるというふうになっておりますので、それに伴って開館準備業務の方も、指定管理者の方とともにしているところでございます。以上になります。
橋本会長	他にございますか。 事務局の方から、ございますか。
事務局 (村尾)	はい。皆さんご審議ありがとうございました。 本日は、文化功労賞並びに文化推進賞のご審議をいただきましたが、特にこの文化功労賞につきましては、これまで長年に渡り活動を続けられたへの功績を称えるという趣旨から、かなりご年配の方、引退の間際になって表彰していたという経緯があります。表彰の制度や長年取り組まれてきた功績を市民の皆様にも、それから文化芸術活動に取り組まれている方々にも、広く周知をして、より一層本市の文化振興に努めていきたいという趣旨を鑑みて、これまでの表彰の捉え方を少し変えて、まだ現役でご活躍されている方にも受賞の枠が広がればと考えております。 それから文化推進賞や奨励賞につきましても、文化芸術の推進そのものではなくて、文化芸術を介して、社会や地域にどう影響を与えているか。どういう成果が出ているかというようなことも加味した上で、この推薦に至るというふうな形になっております。もしかすると、他の自治体とは、推進賞や奨励賞の考え方、捉え方が少し違うかもわかりませんが、丸亀市としては、文化芸術基本条例、基本計画のもと、社会や地域市民の皆様にも、文化芸術活動がどういう果実を届けられるのかというところにも着目しており、本日ご審議いただいた内容や結果につきましては、安堵しているところであります。 ご理解を賜りまして本当にありがとうございます。
山下委員	今の件でちょっとお伺いしたいんですが、この場合に全国で何々賞を受賞したとか、受賞が1つの基準になってますよね。若い人に、我々もいろんなことやってますけど若い人に何かの賞が与えられるって非常に少ないわけですよね。 そうすると、そういう人を推薦しようとする、しょうがないじゃないかと、こういうときはね。これ一番困るわけですね。だからそういう今までいろんな、ここで見てくると、みんな何とか賞がないと、なかなかそういうところへ出せない。 若い人にこれから活動してもらうためには、やっぱりそういう賞じゃなくて、もっとこの基準をですね、中身を変えてもらいたい。 今おっしゃったのが非常に嬉しいんですけど、その賞の基準のとり方、全国で活躍してるとか、どこをとるかですね。 そこをもうちょっと変えていただいたら、我々もこういう人がいるとかね、若い人の方も推薦しやすいと思うんですよね。 そういうことでちょっともう1つご検討いただきたいと思います。
橋本会長	はい、ありがとうございます。

	また（事務局には）その辺りの検討を進めていただけたらと思います。 それでは本日の会議これで閉会ということにいたします。
--	---